

都立高等学校等の支援制度のお知らせ

(令和6年4月)

しゅうがくしえんきん

就学支援金 授業料

《授業料が無料になります。》

- 対象：区市町村民税の「課税標準額」×6%－区市町村民税の「調整控除の額（※）」が30万4200円未満の世帯
※お住まいが政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算します。
審査：7月（年1回）（新1年生は4月と7月の年2回）
※ 国が保護者に代わり授業料を学校に支払います。
保護者が直接受け取るものではありません。
※ 支給期間の上限は、全日制課程は36月、定時制・通信制課程は48月となります。

就学支援金を受給できない方へ

じゅぎょうりょうめんじょせいど

授業料免除制度

《授業料が無料になります。》

- 就学支援金が所得要件により受給できない場合、東京都の授業料免除制度により、授業料を全額免除します。
※ 所得要件以外の要件（在学期間等）を満たさないことにより就学支援金の受給資格を得られない方は、免除の対象外です。

しょうがく

きゅうふきん

奨学のための給付金

教科書費・教材費・
学用品・通学用品 等

《通学に必要な経費を補助します。》

- 対象：生活保護受給世帯及び
区市町村民税の所得割と都道府県民税の所得割が
非課税の世帯
手続：9月中旬締切（年1回）

きゅうふがたしょうがくきん

給付型奨学金

資格取得費用・
検定試験費用 等

《無料で対象事業に参加できます。》

- 対象：生活保護受給世帯及び
区市町村民税の所得割額と都道府県民税の所得割額を
合算した金額が8万5500円未満の世帯
手続：3月（新1年生は4月）（年1回）
給付方法：各学校が指定する選択的教育活動に必要な経費を
東京都が保護者に代わり支払います（限度額有り）。
※ 保護者が現金を直接受け取るものではありません。

いくえいしきん

育英資金 その他の教育費

《教育費全般に対する貸付金》

- 手続：4月中旬～
貸付方法：指定する口座へ月額1万8000円を振込みます。
※ 貸付金のため高等学校等卒業後返還義務が生じます。
※ お問合せは公益財団法人東京都私学財団へお願いします。

た しえんじぎょう

その他支援事業

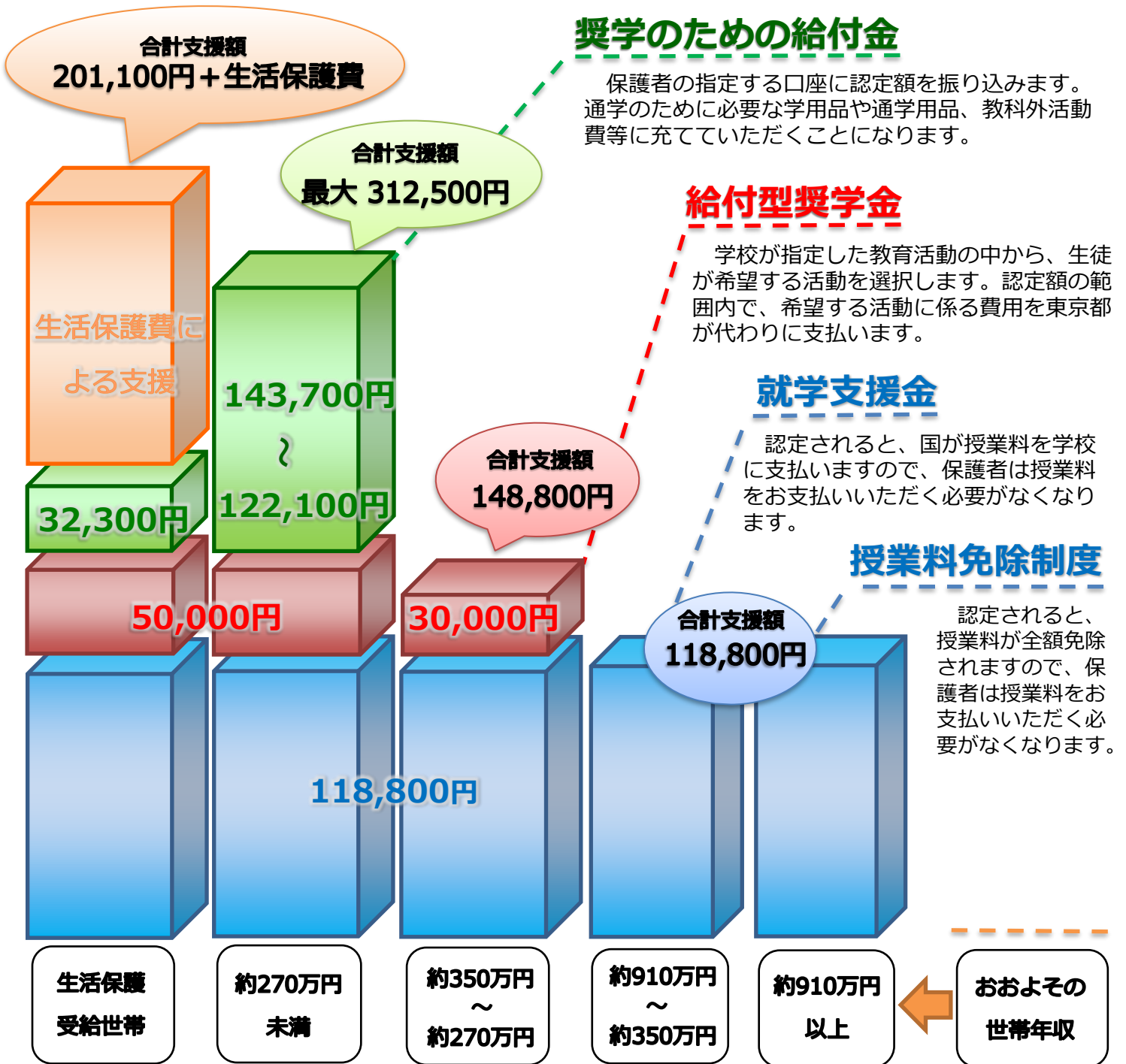
東京都教育委員会ホームページでは、
奨学金事業実施団体等の支援制度を紹介しています。
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/enrollment_support.html



※お問合せは各奨学金制度実施団体へお願いします。

世帯ごとの支援額

(全日制課程の生徒の場合)



※各支援制度を受けるには、必ず申請が必要となります。

※年収は目安であり、世帯構成員等により変動します。

※令和6年度現在のものであり、審査基準や支給・給付額が変更になる可能性があります。

※申請書類の配布や手続は、入学された都立高等学校等で行います。

※東京都教育委員会ホームページでは、その他就学を支援する事業を紹介しています。

(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/enrollment_support.html)

東京都教育委員会HP

